

【談話】次期学習指導要領の改訂に向けた中教審での審議入りにあたって

2014年12月16日

全日本教職員組合（全教）

書記長 今谷賢二

12月4日、下村文科大臣が11月20日に中央教育審議会（以下、中教審）に諮問した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受け、中教審初等中等教育分科会教育課程部会において、次期学習指導要領の全面改訂をめざして審議がはじまりました。

今回の諮問は、10年ごとの改訂期にあたって、学習指導要領の全面的な改訂を行おうとするものであり、改悪教育基本法とその具体的方策としての教育振興基本計画を教育課程等に具体化するものです。その根底にすえたのは、今の子どもたちが成人する頃には「生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新」などによって、子どもたちの職業の在り方が様変わりしていること、こうした「変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間」が求められるとの認識です。こうした認識に立って、教育課程について「新たな在り方を構築していく」とし、①これからの時代に必要な「資質・能力」、それらを育むための指導方法や評価の在り方、②育成すべき「資質・能力」を育むための教科・科目等の目標や内容の見直し、③そうした学習指導要領の理念を実現するためのカリキュラムマネジメントや指導方法や評価方法の「改善を支援する方策」などについての審議を求めています。

とりわけ、育成すべき「資質・能力」にかかわって「特に」検討する事項のなかで、英語教育と高校における教育課程について踏み込んだものとなっています。

英語教育については、「外国語で躊躇せず意見を述べ他者と交流していく」として、小学校の中学年から英語活動、高学年で教科とすること、中学校で授業を英語で行うこと、高校で「発表・討論・交渉などを行う能力を高める」ことなど、学校段階での目標を例示しています。

高校教育については、「国民投票の投票権年齢が満18歳以上となる」などを踏まえて、「国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方」、「日本史の必修化の扱い」、「総合的な学習の時間」の「改善」などを例示しています。

こうした一方で、日本の子どもたちの「自己肯定観や学習意欲、社会参画の意識等が国際的に見て低い」ことを課題としています。国連子どもの権利委員会からの再三にわたる勧告で指摘されている「高度に競争主義的な教育環境」の問題には一言も触れていません。また、PISA 調査をめぐって世界中の教育学者から指摘されている「学力テスト」の在り方やその問題点にかかわる懸念も一顧だにしないものです。

このように、今回の諮問は、教育の目的を人格の完成や平和で民主的な社会の形成者におくのではなく、財界や時の為政者が考える人材育成を求めるものとなっており、憲法にも教育の条理にも反するもので、諮問の内容そのものが問題です。

また、指導方法や評価の在り方、その方法まで踏み込んだの答申を求めていることは、学習指導要領によって教育内容のみならず、教育活動全体を統制しようとするものとなっており問題です。全国一斉

学力テストによって、指導方法や指導内容の画一化や押しつけが強まっていますが、そうした実態を学校教育全体に押し広げ、教育への国家統制を強化しようとするものです。

そのことは、諮問の標題そのものが「初等中等教育における教育課程の基準等」となっていることにも表れています。これまで学習指導要領は、戦後「試案」とついていたものを1950年代後半に官報告示によって「法的拘束力がある」と改悪されたものの「大綱的基準」とされ、子どもたちの実態に合わせて学校で教育課程を編成するものとし、教材の選択や指導方法については現場の裁量が幅広く認められてきました。戦後、自民党政権の下で、こうした裁量の幅を狭め、国や行政による統制を強化してきましたが、前回の改訂においても「基準性」として、「大綱的基準」とする見地を堅持していました。しかし、今回の諮問では明確に基準としてその拘束力を強化しようとするもので、重大な問題です。

旭川学テ訴訟の最高裁判決は、教育は「専ら子どもの利益のために行われるべきもの」であり、教育内容に対する「国家的介入についてはできるだけ抑制的であること」とし、国の行政権力が教育内容や方法をすべて決定し、現場に押しつけることを否定しています。また、現憲法下では教育に関して地方自治の原則が採用されているとし、「(地教委の) 権限にたいする国の行政機関である文部大臣の介入、監督の権限に一定の制約が存する」ことにも言及しています。今回の諮問は、この最高裁の判決にも背くものです。

今後、文科省は2020年度からの小学校での全面実施を想定し、2018年度内の答申と学習指導要領の改訂をめざして、中教審での審議をすすめる構えです。全教は、中教審での議論を注視するとともに、今回の諮問とそれにもとづく学習指導要領の改訂の問題点を明らかにし、学校現場において憲法と子どもの権利条約、教育の条理に裏打ちされた子どもたちの実態から出発する教育課程編成が尊重されるよう奮闘するものです。そのため、全国の学校現場で子どもの実態からはじまる教育課程づくりを参加と共同の学校づくりに位置づけ、とりくみを強化することをよびかけるものです。

以上